

鈴鹿市訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関

鈴鹿市不当要求行為等の防止等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市不当要求行為等の防止等に関する規程等の一部を改正する訓令

(鈴鹿市不当要求行為等の防止等に関する規程の一部改正)

第1条 鈴鹿市不当要求行為等の防止等に関する規程(平成17年鈴鹿市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第6条 委員会は、副市長、危機管理部長、政策経営部長、総務部長、技術統括監、地域振興部長、文化スポーツ部長、環境部長、 <u>こども政策部長</u> 、健康福祉部長、産業振興部長、土木部長、都市整備部長、教育次長、消防本部次長及び上下水道局次長をもって組織する。 2 略	(組織) 第6条 委員会は、副市長、危機管理部長、政策経営部長、総務部長、技術統括監、地域振興部長、文化スポーツ部長、環境部長、 <u>子ども政策部長</u> 、健康福祉部長、産業振興部長、土木部長、都市整備部長、教育次長、消防本部次長及び上下水道局次長をもって組織する。 2 略

(鈴鹿市職員の安全及び衛生管理に関する規程の一部改正)

第2条 鈴鹿市職員の安全及び衛生管理に関する規程(平成19年鈴鹿市訓令第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後		改正前	
(部会の設置)		(部会の設置)	
第18条 出先の事業場を統括するため、審議会に次の部会を置く。		第18条 出先の事業場を統括するため、審議会に次の部会を置く。	
部会名	所管する出先の事業場	部会名	所管する出先の事業場
略	略	略	略
<u>こども政策部会</u>	保育所、子育て支援センター、幼稚園	<u>子ども政策部会</u>	保育所、子育て支援センター、幼稚園
略	略	略	略
2～5	略	2～5	略

(鈴鹿市社会福祉事務所事務決裁規程の一部改正)

第3条 鈴鹿市社会福祉事務所事務決裁規程（平成28年鈴鹿市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
課	事項	決裁権者	合議	課	事項	決裁権者	合議
略	略	略	略	略	略	略	略
<u>こども政策課</u>	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による調査及び指導	課長		<u>子ども政策課</u>	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による調査及び指導	課長	
<u>こども育成課</u>	保育所の利用調整に関する事項	課長		<u>子ども育成課</u>	保育所の利用調整に関する事項	課長	
<u>こども家庭支援課</u>	児童福祉法に基づく母子保護及び助産の実施に関する事務	所長		<u>子ども家庭支援課</u>	児童福祉法に基づく母子保護及び助産の実施に関する事務	所長	

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。